

とおりとする。

- ① 運行系統数が多いため、運行系統図の作成に時間を要し、運行系統図を添付できないために輸送実績報告書を提出期限までに提出できなくなるおそれがあるときは、運行系統図は追って提出することとし、その旨を明記の上、輸送実績報告書を提出すること。
  - ② 運行系統図は、原則として国土地理院発行の地図（以下「所定の地図」という。）を使用すること。ただし、所定の地図を入手することが困難な事情がある場合には、所定の地図に準ずる正確度を有する地図を使用すること。
  - ③ 同一路線に設定されている運行系統数が多いため、所定の地図に運行系統を色分けして記載することが困難な路線については、所定の地図との関係を明示した拡大図を適宜添付すること。
  - ④ 運行系統図を添付する必要がないのは、当該年度において運行系統の新設、変更又は廃止が行われなかったときであるが、それ以外の場合であっても運行系統図を添付していない例が見受けられるので、上記の趣旨にかんがみ添付を励行するよう留意すること。
- (3) 管理の受委託を行っている場合における輸送実績報告書の記載方法
- ① 委託者  
事業概況、輸送実績及び事故件数に関する項目については、すべて直管分と委託分を合計したものとす。
  - ② 受託者  
事業概況、輸送実績及び事故件数に関する項目については、すべて受託者が自ら行っている当該事業に関するものとすること。
- 4 既存通達の改正
- 「一般旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告の簡素化について」(平成10年3月9日自旅第27号)を別紙新旧対照表のとおり改正する。

○自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について

昭和52. 5. 17 自総第338号・自旅第151号・自貨第55号  
運輸省自動車局長から各陸運局長・沖縄総合事務局長あて  
通達

今般、業務上必要のため、自動車運送事業相互間及び自動車運送事業とその他の事業とに  
関連する収益及び費用並びに固定資産の配分基準を、旅客自動車運送事業については別紙1  
のとおり、貨物自動車運送事業については別紙2のとおり定めることとし、昭和52年4月1  
日以降に開始する事業年度に係る財務諸表に適用することとしたので、関係事業者に対し周  
知徹底をはかるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

自総第679号  
なお、昭和50年10月24日付自旅第296号「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定  
自貨第137号  
資産の配分基準について」は廃止し、昭和50年4月4日付自総第211号「一般自動車運送事  
業会計規則及び自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令の取扱いについて」別記3

自総第679号  
(1)⑥中「昭和50年10月24日付自旅第296号「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定  
自貨第137号

自総第338号  
資産の配分基準について」は、「昭和52年5月17日付自旅第151号「自動車運送事業に係る  
自貨第55号  
収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」に改める。

また、社団法人日本バス協会、社団法人全国乗用自動車連合会及び社団法人全日本トラク  
ク協会あて同旨の通知をしたので、了知されたい。

(別紙1)

旅客自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事  
業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除  
く。）は、その属する勘定科目ごとに、それぞれ次の基準によって各事業に配分する。また  
運賃原価算定等において、同一種類の旅客自動車運送事業部門内部の配分を必要とする場合  
についても、この基準を準用する。ただし、地方鉄道業又は軌道業を兼営するものにあつて  
は、当分の間その事業について定める基準によるものとする。

なお、当該収益及び費用並びに固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較  
して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を  
主たる事業に負担させるものとする。

I 収 益

営業外収益 営業収益の比率

II 費 用

1 営業費

(1) 運送費

- イ 人 件 費 従業員の実働日数の比率 ただし技工の件数については車  
両修繕費の比率
- ロ 燃料油脂費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率（注1）
- ハ 修 繕 費  
車 両 修 繕 費 総走行キロの比率 ただし、外注修繕費、部品費等につい  
ては、当該事業在籍車両の総走行キロの比率
- ニ 固定資産償却費  
車 両 償 却 費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率  
その他償却費 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率
- ホ 保 険 料  
自賠償保険料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率  
車 両 保 険 料 同 上  
その他保険料 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率
- ヘ 施設使用料 実在延日車数の比率
- ト 施設賦課税 期末有形固定資産額（車両を除く。）の比率  
事業用車両にかかるものは当該事業在籍車両の総走行キロの比  
率
- チ その他経費

- 事故賠償費 —
- 道路使用料 —
- その他経費 実働延日車数の比率
- (2) 一般管理費 運送費（又は営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率
- 2 営業外費用
  - イ 金融費用 [営業費（減価償却費を除く。）の比率+期末有形固定資産額の比率]  $\times \frac{1}{2}$
  - ロ その他の費用 営業費（減価償却費を除く。）の比率
- III 固定資産
  - 1 全事業部門から旅客自動車運送事業部門への配分
 

(営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率)  $\times \frac{1}{2}$
  - 2 旅客自動車運送事業部門内の配分
    - イ 車両
      - 事業用車両 当該事業在籍車両の総走行キロの比率
      - その他の車両 実働延日車数の比率
    - ロ 建物
      - 営業所等現業関係の建物
        - 実在延日車数の比率
        - その他の建物 従業員数の比率
      - ハ 構築物 実在延日車数の比率
      - ニ 機械装置 実働延日車数の比率
      - ホ 工具器具備品 同上
      - ヘ 土地 実在延日車数の比率
      - ト 建設仮勘定 同上

(注1) 「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計面上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロと、これから他事業に係わる部分の総走行キロを除いた、純当該事業に係わる総走行キロの比率をいう。

- (注2) 金融収益又は金融費用の各事業への配分にあたっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。
- 1 不動産事業を営んでいる事業者が、商品土地・建物に係る借入金利を金融費用として計上している場合の当該借入金利の金額
  - 2 イに掲げる事業者（経営する事業が1事業のものを含む。）は、ロに掲げる金額
    - イ 事業年度終了の日において、投融資額<sup>※</sup>が固定資産の部の合計額の10分の1をこえる事業者
    - ロ 金融収益……投融資額に係る受取配当金及び受取利息

金融費用……

$$\{(\text{期首投融資額} + \text{期末投融資額}) \times \frac{1}{2}\} \times \text{実績借入金利率}$$

※ 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

(別紙2)

貨物自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準

一般路線貨物自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除く。）は、その属する勘定科目ごとにそれぞれ次の基準によって各事業に配分する。

なお、当該収益及び費用並びに固定資産が極めて少額である場合、又は主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に負担させるものとする。

I 収益

営業外収益 営業収益の比率

II 費用

1 営業費

(1) 運送費

イ 人件費 従業員の実働日数の比率 ただし技工の人件費については、車両修繕費の比率

ロ 燃料油脂費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率（注1）

ハ 修繕費
 

- 車両修繕費 総走行キロの比率 ただし外注修繕費、部品費等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率
- その他修繕費 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ニ 固定資産償却費
 

- 車両償却費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率
- その他償却費 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ホ 保険料
 

- 自賠責保険料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率
- 車両保険料 同上
- その他保険料 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

ヘ 施設使用料 実在延日車数の比率

ト 施設賦課税 期末有形固定資産額（車両を除く。）の比率  
事業用車両にかかるものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率

チ その他経費

事故賠償費 —

道路使用料 —

その他経費 輸送数量（作業数量）の比率

(2) 一般管理費 運送費（又は、営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

## 2 営業外費用

イ 金融費用 [営業費（減価償却費を除く。）の比率+期末有形固定資産額の比率]  $\times \frac{1}{2}$

ロ その他の費用 営業費（減価償却費を除く。）の比率

## III 固定資産

## 1 全事業部門から貨物自動車運送事業部門への配分

(営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率)  $\times \frac{1}{2}$

## 2 貨物自動車運送事業部門内の配分

## イ 車 両

事業用車両 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他の車両 実働延日車数の比率

## ロ 建 物

営業所等現業関係の建物

輸送数量（作業数量）の比率

その他の建物 従業員数の比率

## ハ 構 築 物

輸送数量（作業数量）の比率

## ニ 機 械 装 置

同 上

## ホ 工 具 器 具 備 品

同 上

## ヘ 土 地

同 上

## ト 建設仮勘定

前記各号に準ずる。

## (注1)

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロと、これから他事業に係わる部分の総走行キロを除いた、純当該事業に係わる総走行キロの比率をいう。

## (注2)

金融収益又は金融費用の各事業への配分にあたっては、次に掲げる金融はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益又は金融費用として計上すること。

1 不動産事業を営んでいる事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額

2 イに掲げる事業者（経営する事業が1事業のものを含む。）は、ロに掲げる金額

イ 事業年度終了の日において、投融資額<sup>ア</sup>が固定資産の部の合計額の10分の1をこえる事業者

ロ 金融収益……投融資額に係る受取配当金及び受取利息  
金融費用……

{(期首投融資額+期末投融資額)  $\times \frac{1}{2}$   $\times$  実績借入金利率

※ 投融資額は、固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

## ○一般乗合旅客自動車運送事業の要素別原価報告書について

(平成14. 3. 29 国自旅第206号  
国土交通省自動車交通局長から各  
地方運輸局長・沖縄総合事務局長  
あて通達)

最近改正 平成19. 3. 30 国自旅第332号

この報告制度は、標準原価及び標準原価単位を把握するため、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）（以下「報告規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業者に対して報告を求めるものであり、同条第2項の規定に基づき、報告書の様式、提出期限その他必要な事項を下記のとおり定める。

また、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添「略」のとおり通知したので申し添える。

## 記

## 1 要素別原価報告書の様式について

要素別原価報告書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総括表（別紙第1表）
- (2) 乗合バス標準原価算定表（別紙第2表）
- (3) 原単位表（別紙第3表）
- (4) 輸送人員算定表（別紙第4表）
- (5) 運送部門人件費算定表（別紙第5表）
- (6) 資本報酬算定表（別紙第6表）
- (7) 乗合バス事業補助金等（別紙第7表）
- (8) 平均勤続年数および平均年齢調べ（別紙第8表）

## 2 報告提出対象事業者について

次に掲げる者を除く全事業者

- イ 運行の様態が路線不定期運行及び区域運行のみを営む事業者（運行の様態は、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日国自旅第71号)に定めるところによる。以下同じ。)
- ロ 高速バス事業、定期観光バス事業又は限定バス事業のみを営む事業者（高速バス、定期観光バス、限定バスとは、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度の全部改正について」(平成13年12月5日国自旅第118号)に定めるところによる。以下同じ。)
- ハ 報告対象の乗合バスの実在車両数が、報告対象期間の末日現在において30両未満の事業者